特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1 カ年61.560円 6 カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び (税込み・配送料実費)

入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和4年 令和4年 (2022年) **5**月**19**日(木) R

No. **15655** 1部377円 (税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト https://www.chosakai.or.ip/

目 次

☆審決取消判決の拘束力に関する 裁判例の分析(上) …………………(1)

☆知的財産関連ニュース報道 (韓国版) …… (9)

審決取消削決の拘束力に関する 裁判例の分析(上)

立命館大学法学部 教授 田中 良弘

1 はじめに

本稿は、取消判決の拘束力に関する最判令和3年 6月24日民集75巻7号3214頁(以下「令和3年最判 | という。)を踏まえ、特許審決取消判決の拘束力に関 する裁判例について分析を行うものである。

特許審決取消訴訟の拘束力に関しては、最判平

託嗣

康司

秀忠

雅史

康博

真治

由己男*

かおり

健太郎

成4年4月28日民集46巻4号245頁(高速旋回式バ レル研磨法事件。以下「平成4年最判 | という。) が、取消判決の拘束力は、判決主文が導き出される のに必要な事実認定及び法律判断にわたるものであ り、審判官は、再度の審決において、取消判決の上 記認定判断に抵触する認定判断をすることは許され ない旨を判示しており、それ以降の裁判実務におい ては、この平成4年最判の判示に従い判断がなされ

United **GiP**s

山下

村井

加藤

堀川

元山

小野

川分

遠藤

小野

代表弁理士

代表弁理士

代表弁理士

理 +

理 士

理 \pm

理 +

弁 理 \pm



夫 世進 弁 理 士 金田 祥子 弁 理 士 小林 亜子 弁 理 士 黒川 弁 理 士 宮垣 丈晴 弁 理 士 岡崎 信治

吉田 中国弁理士 鄭 徳虎

弁 理 士

新樹グローバル・アイピー特許業務法人

Tel 06-6316-5533 Fax 06-6316-5544 http://www.giplaw-osaka.co.jp mailosaka@giplaw-osaka.co.jp

合路 裕介* 弁 理 士 貴之 弁 理 士 石川 弁 理 士 亨泰 香山 良樹 金 古賀 稔久 小出 弁 理 士 弁 理 士 宗一郎 松山 漝 三崎 正輝* 弁 理 士 西尾 弁 理 士 剛輝 弁 理 士 佳瑛

弁 理 士

一郎

雅子 (日本弁理十ABC順)

韓国弁理士 朴 沼泳 日本弁理十

大西

カスタマー・サービスマネージャー フィリップ・シェンハオ・トン

新吾

弁 理 士

※米国パテント・エージェント試験合格者(未登録)

ŀ⊞